

議案第 177 号

さいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
さいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 1 月 24 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(さいたま市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 さいたま市職員の給与に関する条例(平成 13 年さいたま市条例第 42 号)
の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を
当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(期末手当) 第 27 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条から第 29 条まで及び附則第 32 項第 3 号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第 29 条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前 1 月以内に退職し、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員(第 33 条第 6 項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 125、12 月に支給する場合においては 100 分の 135 を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第 30 条及び附則第 35 項において「特定管理職員」という。)にあっては、6 月に支給する場合	(期末手当) 第 27 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条から第 29 条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第 29 条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前 1 月以内に退職し、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員(第 33 条第 6 項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 125、12 月に支給する場合においては 100 分の 150 を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第 30 条において「特定管理職員」という。)にあっては、6 月に支給する場合においては 100

においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の115を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) [略]

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の65」と、「100分の135」とあるのは「100分の80」と、「100分の105」とあるのは「100分の55」と、「100分の115」とあるのは「100分の70」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第32項第3号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額(育児短時間勤務職員等の給料の月額にあっては、その額を算出率で除して得た額)並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 [略]

(勤勉手当)

第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び附則第32項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の65(特定管理職員にあっては、100分の85)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の30(特定管理職員にあっては、100分の40)を乗じて得た額の総額

3~5 [略]

附 則

分の105、12月に支給する場合においては100分の130を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) [略]

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の65」と、「100分の150」とあるのは「100分の85」と、「100分の105」とあるのは「100分の55」と、「100分の130」とあるのは「100分の75」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額(育児短時間勤務職員等の給料の月額にあっては、その額を算出率で除して得た額)並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 [略]

(勤勉手当)

第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の70(特定管理職員にあっては、100分の90)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の35(特定管理職員にあっては、100分の45)を乗じて得た額の総額

3~5 [略]

附 則

1～31 [略]

32 当分の間、職員（行政職給料表、医療職給料表(2)又は医療職給料表(3)の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が5級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第34項及び第35項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第34項において「給料月額減額基礎額」という。））

(2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

(3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第27条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合

1～31 [略]

を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される
期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて
得た額)

(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において
当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに
対する地域手当の月額の合計額(第30条第4
項において準用する第27条第5項の規定の適
用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当
該合計額と同項に規定する100分の20を超
えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得
た額を加算した額。附則第35項において「勤
手当減額対象額」という。)に、当該特定職員
に支給される勤勉手当に係る第30条第2項前
段に規定する割合を乗じて得た額に100分の
1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場
合にあっては、それぞれその基準日現在にお
いて当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎
額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同
条第4項において準用する第27条第5項の
規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計
額に、当該合計額と同項に規定する100分の
20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗
じて得た額を加算した額。附則第35項にお
いて「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該
特定職員に支給される勤勉手当に係る第30条
第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(5) 第33条第1項から第4項まで又は第6項の
規定により支給される給与 当該特定職員に適
用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞ
れ次に定める額

ア 第33条第1項 前各号に定める額

イ 第33条第2項又は第3項 第1号から第
3号までに定める額に100分の80を乗じ
て得た額

ウ 第33条第4項 第1号及び第2号に定め
る額に、同項の規定により当該特定職員に支
給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第33条第6項 第3号に定める額に10
0分の80を乗じて得た額

33 前項に規定するもののほか、特定職員以外の
者が月の初日以外の日特定職員となった場合
における同項の減ずる額の計算その他同項の規
定の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

34 附則第32項の規定により給与が減ぜられて
支給される職員についての第18条から第21条
までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第
23条の規定にかかわらず、同条の規定により算
出した給与額から、給料月額及びこれに対する地
域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1
週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規

則で定める時間を減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

35 附則第32項の規定が適用される間、第30条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第32項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.975(特定管理職員にあつては、100分の1.275)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の65(特定管理職員にあつては、100分の85)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	139,100	230,300	271,500	309,500	356,900	400,400	455,200	515,000
	2	140,300	232,300	273,600	311,700	359,500	403,100	458,200	518,100
	3	141,400	234,200	275,700	313,800	362,000	405,700	461,200	521,200
	4	142,500	236,200	277,800	315,900	364,500	408,300	464,200	524,300
	5	143,600	238,100	279,900	318,000	367,000	410,900	467,100	527,300
	6	144,900	240,100	282,000	320,200	369,600	413,500	470,100	530,200
	7	146,200	242,000	284,100	322,300	372,100	416,100	473,100	533,100
	8	147,500	244,000	286,200	324,400	374,600	418,700	476,100	536,000
	9	148,800	245,600	288,300	326,500	377,100	421,300	479,100	538,800
	10	150,600	247,500	290,400	328,700	379,600	423,900	482,100	541,500
	11	152,300	249,400	292,500	330,800	382,100	426,500	485,100	544,100
	12	154,100	251,300	294,600	332,900	384,600	429,100	488,100	546,800
	13	155,800	253,200	296,700	335,000	387,000	431,700	490,100	549,400
	14	157,600	255,200	298,800	337,100	389,500	434,200	493,800	551,600
	15	159,300	257,100	300,900	339,200	392,000	436,600	496,500	553,800
	16	161,100	259,000	303,000	341,300	394,500	439,100	499,300	556,000
	17	162,900	260,900	305,000	343,100	396,900	441,500	502,000	558,100
	18	164,700	262,900	307,100	345,100	399,200	443,900	504,400	560,100
	19	166,500	264,800	309,200	347,100	401,500	446,300	506,800	562,000
	20	168,300	266,800	311,300	349,100	403,800	448,700	509,200	564,000
	21	170,000	268,700	313,300	351,100	406,100	451,100	511,600	565,900
	22	171,800	270,700	315,400	353,000	408,300	453,300	513,400	567,600
	23	173,600	272,600	317,500	354,900	410,500	455,400	515,100	569,300
	24	175,400	274,600	319,600	356,800	412,700	457,500	516,900	571,000
	25	177,100	276,500	321,600	358,600	414,900	459,600	518,600	572,700
	26	178,900	278,500	323,700	360,500	417,000	461,700	520,100	
	27	180,700	280,400	325,700	362,300	419,000	463,700	521,500	
	28	182,500	282,400	327,800	364,200	421,100	465,700	522,900	
	29	184,300	284,300	329,500	366,000	423,100	467,700	524,300	
	30	186,200	286,200	331,600	367,800	424,800	469,600	525,400	
	31	188,000	288,000	333,600	369,600	426,400	471,500	526,400	
	32	189,800	289,900	335,700	371,400	428,100	473,400	527,500	
	33	191,600	291,700	337,700	373,200	429,700	475,200	528,500	
	34	193,500	293,500	339,700	375,000	431,100	476,700	529,400	
	35	195,300	295,300	341,600	376,700	432,500	478,200	530,300	
	36	197,100	297,100	343,600	378,500	433,900	479,700	531,200	
	37	198,900	298,800	345,500	380,200	435,200	481,200	532,100	
	38	200,800	300,600	347,400	381,900	436,600	482,600		
	39	202,600	302,400	349,300	383,500	437,900	484,000		
	40	204,500	304,200	351,200	385,200	439,300	485,400		
	41	206,300	306,000	353,100	386,800	440,600	486,800		
	42	208,200	307,700	354,700	388,500	441,700	488,000		
	43	210,100	309,300	356,300	390,100	442,800	489,200		
	44	212,000	310,900	357,900	391,800	443,900	490,400		
	45	213,900	312,500	359,500	393,400	445,000	491,500		
	46	215,900	314,100	361,100	394,800	445,900	492,400		
	47	217,800	315,600	362,700	396,200	446,800	493,300		
	48	219,700	317,200	364,300	397,600	447,700	494,200		

再任用
職員以外
の職員

49	221,600	318,500	365,900	398,900	448,600	495,100
50	223,600	320,000	367,500	400,200	449,500	496,000
51	225,500	321,400	369,000	401,400	450,300	496,800
52	227,500	322,900	370,500	402,600	451,200	497,700
53	229,400	324,300	372,000	403,800	452,000	498,500
54	231,400	325,700	373,400	404,700	452,800	499,400
55	233,300	327,100	374,800	405,500	453,600	500,200
56	235,200	328,500	376,200	406,400	454,400	501,100
57	237,100	329,900	377,600	407,200	455,200	501,900
58	239,100	331,300	378,900	408,000	456,000	
59	240,900	332,700	380,200	408,700	456,800	
60	242,700	334,100	381,500	409,500	457,600	
61	244,200	335,500	382,800	410,200	458,400	
62	246,000	336,800	384,000	411,000	459,200	
63	247,800	338,000	385,200	411,700	460,000	
64	249,600	339,300	386,400	412,400	460,800	
65	251,400	340,500	387,600	413,100	461,600	
66	253,200	341,700	388,800	413,800	462,400	
67	254,900	342,800	390,000	414,500	463,200	
68	256,700	344,000	391,200	415,200	464,000	
69	258,400	345,100	392,300	415,900	464,800	
70	260,100	346,300	393,400	416,700	465,600	
71	261,700	347,400	394,400	417,400	466,400	
72	263,300	348,600	395,400	418,100	467,200	
73	264,900	349,700	396,400	418,800	468,000	
74	266,100	350,800	397,200	419,600	468,800	
75	267,200	351,800	397,900	420,300	469,600	
76	268,400	352,800	398,700	421,000	470,400	
77	269,500	353,800	399,400	421,700	471,200	
78	270,500	354,800	400,200	422,400		
79	271,500	355,700	400,900	423,100		
80	272,500	356,700	401,700	423,800		
81	273,400	357,600	402,400	424,500		
82	274,200	358,300	403,200	425,300		
83	275,000	358,900	403,900	426,000		
84	275,800	359,500	404,600	426,700		
85	276,600	360,100	405,300	427,400		
86	277,100	360,600	406,100	428,200		
87	277,500	361,100	406,800	428,900		
88	277,900	361,600	407,500	429,600		
89	278,300	362,100	408,200	430,300		
90		362,600	409,000	431,100		
91		363,100	409,700	431,800		
92		363,600	410,400	432,500		
93		364,000	411,100	433,200		
94		364,500	411,900	434,000		
95		365,000	412,600	434,700		
96		365,500	413,300	435,400		
97		366,000	414,000	436,100		
98		366,500	414,700			
99		367,000	415,400			
100		367,500	416,100			
101		368,000	416,700			
102			417,400			
103			418,100			

	104			418,800					
	105			419,500					
	106			420,200					
	107			420,900					
	108			421,600					
	109			422,300					
	110			423,000					
	111			423,700					
	112			424,400					
	113			425,100					
再任用 職員		213,700	243,600	266,900	290,600	306,900	328,200	362,300	411,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第 2 イ及びウの表を次のように改める。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	151,700	177,000	279,600	328,500	375,500	444,800
	2	153,400	178,600	281,800	330,700	378,200	447,400
	3	155,000	180,200	284,000	332,900	380,800	450,000
	4	156,600	181,800	286,200	335,100	383,400	452,600
	5	158,200	183,300	288,400	337,300	386,000	455,200
	6	159,800	184,900	290,600	339,500	388,700	457,900
	7	161,400	186,500	292,800	341,600	391,300	460,500
	8	163,000	188,100	295,000	343,800	394,000	463,100
	9	164,500	189,700	297,100	345,900	396,600	465,700
	10	166,100	191,400	299,300	348,100	399,200	468,300
	11	167,600	193,100	301,500	350,200	401,700	470,900
	12	169,200	194,800	303,700	352,300	404,200	473,500
	13	170,800	196,400	305,900	354,200	406,700	476,000
	14	172,400	198,400	308,100	356,300	409,000	477,600
	15	173,900	200,400	310,200	358,300	411,300	479,100
	16	175,500	202,400	312,300	360,400	413,600	480,600
	17	177,000	204,400	314,400	362,400	415,800	482,100
	18	178,600	206,500	316,600	364,500	417,900	483,700
	19	180,200	208,500	318,700	366,500	420,000	485,200
	20	181,800	210,500	320,800	368,600	422,100	486,700
	21	183,300	212,500	322,900	370,600	424,200	488,200
	22	184,900	214,500	325,000	372,700	426,000	489,700
	23	186,500	216,400	327,000	374,700	427,700	491,200
	24	188,100	218,300	329,000	376,800	429,500	492,700
	25	189,700	220,200	331,000	378,800	431,200	494,200
	26	191,300	222,100	333,000	380,800	432,600	495,700
	27	192,900	224,000	335,000	382,800	434,000	497,200
	28	194,500	225,900	337,000	384,800	435,400	498,700
	29	196,100	227,800	338,800	386,800	436,700	500,200
	30	197,700	229,700	340,700	388,900	438,100	501,500
	31	199,300	231,600	342,500	390,900	439,500	502,700
	32	200,900	233,500	344,400	393,000	440,900	503,900
	33	202,500	235,300	346,200	395,000	442,300	505,100
	34	204,200	237,200	348,100	397,000	443,700	506,100
	35	205,800	239,100	350,000	399,000	445,100	507,100
	36	207,500	241,000	351,900	401,000	446,500	508,100
	37	209,100	242,900	353,700	402,900	447,900	509,100
	38	210,800	244,800	355,400	404,900	448,800	
	39	212,400	246,600	357,000	406,900	449,600	
	40	214,100	248,500	358,700	408,900	450,500	
	41	215,700	250,300	360,300	410,800	451,300	
	42	217,400	252,100	361,800	412,700	452,200	
	43	219,100	253,800	363,300	414,600	453,000	
	44	220,800	255,600	364,800	416,500	453,800	
	45	222,400	257,000	366,200	418,300	454,600	
	46	224,200	258,700	367,600	420,000	455,300	
	47	226,000	260,400	368,900	421,600	456,000	
	48	227,800	262,100	370,300	423,200	456,700	
	49	229,600	263,800	371,600	424,800	457,400	
	50	231,300	265,600	372,900	426,300	458,200	

再任用
職員以
外の職
員

51	233,000	267,300	374,200	427,700	458,900
52	234,700	269,000	375,500	429,100	459,600
53	236,400	270,600	376,700	430,500	460,300
54	238,100	272,400	377,800	431,800	
55	239,700	274,200	378,900	433,000	
56	241,400	276,000	380,000	434,300	
57	243,000	277,800	381,100	435,500	
58	244,600	279,600	382,100	436,700	
59	246,100	281,400	383,100	437,900	
60	247,600	283,200	384,100	439,100	
61	248,800	285,000	385,000	440,300	
62	250,300	286,800	385,900	441,500	
63	251,700	288,500	386,800	442,600	
64	253,100	290,300	387,700	443,800	
65	254,500	292,000	388,500	444,900	
66	255,900	293,800	389,300	445,700	
67	257,200	295,500	390,100	446,400	
68	258,600	297,300	390,900	447,100	
69	259,900	299,000	391,700	447,800	
70	261,300	300,800	392,500		
71	262,600	302,500	393,200		
72	263,900	304,200	393,900		
73	265,200	305,900	394,600		
74	266,500	307,700	395,400		
75	267,700	309,400	396,100		
76	269,000	311,100	396,800		
77	270,200	312,800	397,500		
78	271,500	314,400	398,200		
79	272,800	316,000	398,900		
80	274,100	317,600	399,600		
81	275,300	318,900	400,300		
82	276,400	320,500	401,000		
83	277,500	322,000	401,700		
84	278,600	323,600	402,400		
85	279,700	325,100	403,000		
86	280,800	326,400	403,700		
87	281,900	327,600	404,400		
88	283,000	328,800	405,100		
89	284,000	330,000	405,700		
90	284,800	331,100	406,400		
91	285,600	332,200	407,100		
92	286,400	333,300	407,800		
93	287,200	334,300	408,400		
94	287,900	335,300	409,100		
95	288,500	336,300	409,800		
96	289,100	337,300	410,500		
97	289,700	338,200	411,100		
98		338,900	411,800		
99		339,500	412,500		
100		340,200	413,200		
101		340,800	413,800		
102		341,500	414,500		
103		342,200	415,200		
104		342,900	415,900		

	105		343,500	416,500			
	106		344,200				
	107		344,800				
	108		345,500				
	109		346,100				
再任用 職員		213,900	248,200	268,600	283,600	298,400	353,600

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	163,700	197,000	252,800	285,500	331,400	378,300
	2	165,300	198,400	254,500	287,500	333,600	381,000
	3	166,800	199,800	256,100	289,400	335,800	383,700
	4	168,400	201,200	257,700	291,400	338,000	386,400
	5	170,000	202,600	259,000	293,300	340,200	389,000
	6	171,700	204,200	260,600	295,300	342,400	391,500
	7	173,300	205,800	262,200	297,200	344,500	394,000
	8	174,900	207,400	263,800	299,100	346,600	396,500
	9	176,500	209,000	265,400	301,000	348,700	398,900
	10	178,100	210,600	267,100	302,900	350,900	401,300
	11	179,700	212,200	268,700	304,700	353,000	403,700
	12	181,300	213,800	270,300	306,600	355,200	406,100
	13	183,000	215,400	271,900	308,400	357,300	408,500
	14	184,700	217,100	273,600	310,400	359,500	410,700
	15	186,300	218,700	275,300	312,300	361,700	412,800
	16	187,900	220,300	277,000	314,200	363,900	415,000
	17	189,500	221,900	278,600	316,100	366,100	417,100
	18	191,200	223,700	280,400	318,100	368,400	419,300
	19	192,800	225,400	282,100	320,100	370,600	421,400
	20	194,500	227,100	283,800	322,100	372,800	423,600
	21	196,100	228,800	285,500	324,000	375,000	425,700
	22	197,800	230,600	287,500	326,000	377,300	427,600
	23	199,400	232,300	289,400	328,000	379,500	429,400
	24	201,000	234,100	291,400	330,000	381,700	431,300
	25	202,600	235,800	293,300	331,800	383,900	433,100
	26	204,200	237,400	295,300	334,000	386,000	434,800
	27	205,800	238,900	297,200	336,200	388,000	436,400
	28	207,400	240,400	299,100	338,400	390,000	438,100
	29	209,000	241,900	301,000	340,600	392,000	439,700
	30	210,600	243,400	302,900	342,800	393,900	441,300
	31	212,200	244,900	304,700	344,900	395,800	442,900
	32	213,800	246,400	306,600	347,000	397,700	444,500
	33	215,400	247,900	308,400	349,100	399,600	446,100
	34	217,100	249,500	310,300	351,300	401,500	447,700
	35	218,700	251,000	312,100	353,400	403,400	449,300
	36	220,300	252,500	313,900	355,500	405,300	450,900
	37	221,900	254,000	315,700	357,600	407,100	452,400
	38	223,500	255,600	317,400	359,700	409,000	453,900
	39	225,000	257,100	319,100	361,800	410,800	455,300
	40	226,600	258,700	320,800	363,900	412,700	456,800
	41	228,100	260,100	322,500	366,000	414,500	458,200
	42	229,700	261,700	324,200	368,200	416,200	459,200
	43	231,200	263,200	325,800	370,300	417,900	460,100
	44	232,800	264,700	327,400	372,400	419,600	461,000
	45	234,300	265,900	329,000	374,500	421,200	461,900
	46	235,900	267,400	330,700	376,600	422,900	462,900
	47	237,400	268,800	332,300	378,700	424,500	463,800
	48	238,900	270,300	333,900	380,800	426,200	464,700
	49	240,400	271,700	335,500	382,900	427,800	465,600
	50	242,000	273,200	337,200	384,900	429,500	466,500

再任用
職員以
外の職
員

51	243,500	274,600	338,800	386,900	431,200	467,300
52	245,000	276,100	340,400	388,900	432,900	468,100
53	246,500	277,500	341,800	390,900	434,500	468,900
54	248,100	279,000	343,400	392,800	436,000	
55	249,600	280,500	344,900	394,600	437,500	
56	251,100	282,000	346,400	396,500	439,000	
57	252,600	283,400	347,900	398,300	440,400	
58	254,100	284,900	349,500	400,100	441,400	
59	255,600	286,400	351,100	401,900	442,400	
60	257,100	287,900	352,700	403,700	443,400	
61	258,500	289,300	354,300	405,500	444,300	
62	260,000	290,800	355,900	407,300	445,200	
63	261,500	292,300	357,500	409,100	446,000	
64	263,000	293,800	359,100	410,900	446,800	
65	264,100	295,200	360,700	412,600	447,600	
66	265,500	296,700	362,200	414,300	448,300	
67	266,900	298,100	363,700	415,900	449,000	
68	268,300	299,600	365,200	417,600	449,700	
69	269,600	301,000	366,700	419,200	450,400	
70	271,000	302,400	368,200	420,900	451,100	
71	272,400	303,800	369,600	422,500	451,800	
72	273,800	305,200	371,000	424,100	452,500	
73	275,200	306,400	372,400	425,600	453,100	
74	276,500	307,800	373,700	427,100		
75	277,700	309,100	374,900	428,500		
76	278,900	310,400	376,100	430,000		
77	280,100	311,700	377,300	431,400		
78	281,300	313,100	378,300	432,900		
79	282,400	314,500	379,200	434,300		
80	283,600	315,900	380,200	435,800		
81	284,700	317,200	381,100	437,200		
82	285,300	318,500	382,000	438,100		
83	285,900	319,700	382,800	439,000		
84	286,500	321,000	383,600	439,900		
85	287,100	322,200	384,400	440,700		
86		323,500	385,200	441,400		
87		324,800	386,000	442,100		
88		326,100	386,800	442,800		
89		327,300	387,600	443,400		
90		328,600	388,500			
91		329,800	389,300			
92		331,000	390,100			
93		332,200	390,900			
94		332,900	391,700			
95		333,500	392,400			
96		334,100	393,100			
97		334,700	393,800			
98			394,600			
99			395,300			
100			396,100			
101			396,800			
102			397,600			
103			398,300			
104			399,100			

	105			399,800			
	106			400,600			
	107			401,300			
	108			402,100			
	109			402,800			
	110			403,600			
	111			404,300			
	112			405,100			
	113			405,800			
	114			406,600			
	115			407,300			
	116			408,100			
	117			408,800			
	118			409,600			
	119			410,300			
	120			411,100			
	121			411,800			
	122			412,600			
	123			413,300			
	124			414,100			
	125			414,800			
	126			415,500			
	127			416,100			
	128			416,800			
	129			417,400			
再任用 職員		232,300	261,600	272,800	284,000	306,300	346,700

備考 この表は、病院等に勤務する看護師、准看護師、保健師等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 さいたま市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 正規の勤務時間外の勤務又は割振り変更前の正規の勤務時間を超える勤務をすることを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（規則で定める時間を除く。）を合計した時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務に係る時間にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあつては100分の50を、それぞれ乗じて得た額の合計額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>5・6 [略]</p> <p>(期末手当)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の122.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の137.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第30条及び附則第35項において「特定管理職員」という。）にあつては、6月に支給</p>	<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 正規の勤務時間外の勤務又は割振り変更前の正規の勤務時間を超える勤務をすることを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（<u>勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。</u>）以下この条において同じ。）の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（規則で定める時間を除く。）を合計した時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務に係る時間にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあつては100分の50を、それぞれ乗じて得た額の合計額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>5・6 [略]</p> <p>(期末手当)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の125</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の135</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第30条及び附則第35項において「特定管理職員」という。）にあつては、6月に支給する場合</p>

する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) [略]

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」とする。

4~6 [略]

(勤勉手当)

第30条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の67.5 (特定管理職員にあっては、100分の87.5) を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の32.5 (特定管理職員にあっては、100分の42.5) を乗じて得た額の総額

3~5 [略]

附 則

1~34 [略]

35 附則第32項の規定が適用される間、第30条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第32項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.0125 (特定管理職員にあっては、100分の1.3125) を乗じて得た額 (最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の67.5 (特定管理職員にあっては、100分の87.5) を乗じて得た額) の総額に相当する額を減じた額とする。

においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の115を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) [略]

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の65」と、「100分の135」とあるのは「100分の80」と、「100分の105」とあるのは「100分の55」と、「100分の115」とあるのは「100分の70」とする。

4~6 [略]

(勤勉手当)

第30条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の65 (特定管理職員にあっては、100分の85) を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の30 (特定管理職員にあっては、100分の40) を乗じて得た額の総額

3~5 [略]

附 則

1~34 [略]

35 附則第32項の規定が適用される間、第30条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第32項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.975 (特定管理職員にあっては、100分の1.275) を乗じて得た額 (最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の65 (特定管理職員にあっては、100分の85) を乗じて得た額) の総額に相当する額を減じた額とする。

(さいたま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 さいたま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成19年さいたま市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～7 [略]</p> <p>（給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>8 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員（<u>次項の規定の適用を受ける職員を除く。</u>）で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（規則で定める職員にあっては、当該給料月額とさいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年さいたま市条例第46号）第1条の規定による改正後のさいたま市職員の給与に関する条例別表第1並びに別表第2イ及びウの表に定める額との権衡を考慮し、市長が別に定める額）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>9 <u>切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員（規則で定める職員に限る。）で、その者の受ける給料月額が前項の市長が別に定める額とさいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年さいたま市条例第___号）第1条の規定による改正後のさいたま市職員の給与に関する条例別表第1並びに別表第2イ及びウの表に定める額並びに同条例附則第32項第1号の規定により減ずる額との権衡を考慮し、市長が別に定める額に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</u></p> <p>10 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前2項に規定する職員を除く。）について、<u>前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～7 [略]</p> <p>（給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>8 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（規則で定める職員にあっては、当該給料月額とさいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年さいたま市条例第46号）第1条の規定による改正後のさいたま市職員の給与に関する条例別表第1並びに別表第2イ及びウの表に定める額との権衡を考慮し、市長が別に定める額）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>9 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（<u>前項に規定する職員を除く。</u>）について、<u>同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。</u></p>

<p>1.1 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前3項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前3項の規定に準じて、給料を支給する。</p> <p>1.2 [略]</p> <p>1.3 [略]</p> <p>1.4 [略]</p> <p>1.5 [略]</p>	<p>1.0 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。</p> <p>1.1 [略]</p> <p>1.2 [略]</p> <p>1.3 [略]</p> <p>1.4 [略]</p>
---	---

(さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第4条 さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年さいたま市条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																				
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><u>375,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;"><u>424,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;"><u>477,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;"><u>543,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;"><u>620,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;"><u>724,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;"><u>848,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 [略]</p> <p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」を、「寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、</p>	号給	給料月額		円	1	<u>375,000</u>	2	<u>424,000</u>	3	<u>477,000</u>	4	<u>543,000</u>	5	<u>620,000</u>	6	<u>724,000</u>	7	<u>848,000</u>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><u>376,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;"><u>425,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;"><u>478,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;"><u>544,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;"><u>621,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;"><u>726,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;"><u>850,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 [略]</p> <p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」を、「寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、</p>	号給	給料月額		円	1	<u>376,000</u>	2	<u>425,000</u>	3	<u>478,000</u>	4	<u>544,000</u>	5	<u>621,000</u>	6	<u>726,000</u>	7	<u>850,000</u>
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>375,000</u>																																				
2	<u>424,000</u>																																				
3	<u>477,000</u>																																				
4	<u>543,000</u>																																				
5	<u>620,000</u>																																				
6	<u>724,000</u>																																				
7	<u>848,000</u>																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>376,000</u>																																				
2	<u>425,000</u>																																				
3	<u>478,000</u>																																				
4	<u>544,000</u>																																				
5	<u>621,000</u>																																				
6	<u>726,000</u>																																				
7	<u>850,000</u>																																				

給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。））」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「100分の135」とあるのは「100分の150」とする。

3 [略]

給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。））」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「100分の150」とあるのは「100分の165」とする。

3 [略]

第5条 さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（給与条例等の適用除外等）	（給与条例等の適用除外等）
第5条 [略]	第5条 [略]
2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」を「、寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。））」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の140</u> 」と、「 <u>100分の137.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の155</u> 」とする。	2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」を「、寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。））」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の145</u> 」と、「 <u>100分の135</u> 」とあるのは「 <u>100分の150</u> 」とする。
3 [略]	3 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び第 5 条の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後のさいたま市職員の給与に関する条例 (以下「改正後の給与条例」という。) 及び第 4 条の規定による改正後のさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の適用を受ける職員 (規則で定める職員を除く。以下同じ。) に係る平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、改正後の給与条例第 27 条第 2 項 (同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合及び第 4 条の規定による改正後のさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第 5 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 及び第 4 項から第 6 項まで若しくは第 33 条第 1 項から第 3 項まで若しくは第 6 項若しくは附則第 3 2 項の規定、公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例 (平成 13 年さいたま市条例第 303 号) 第 4 条の規定又は外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例 (平成 13 年さいたま市条例第 304 号) 第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額 (以下この項において「基準額」という。) から次に掲げる額の合計額 (以下「調整額」という。) に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成 22 年 4 月 1 日 (同月 2 日からこの条例の施行の日 (以下「施行日」という。) までの間に職員となった者 (同月 1 日に在職していた職員で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。) にあつては、職員となった日 (当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち規則で定める日)) において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額並びに単身赴任手当の月額 (改正後の給与条例第 16 条第 2 項に規定する規則で定める額を除く。) の合計額に 100 分の 0.4 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数 (同年 4 月 1 日から施行日の前日までの間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他規則で定める期間がある職員にあつて

は、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数) を乗じて
得た額

(2) 平成22年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の額の合計額に100分の
0.4を乗じて得た額

3 平成22年4月1日から施行日までの間においてさいたま市技能職員の給与の種
類及び基準に関する条例(平成13年さいたま市条例第43号)及びさいたま市水
道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成13年さいたま市条例第2
77号)の適用を受ける者その他規則で定める者(以下この項において「技能職員
等」という。)であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮
して規則で定めるものに対する前項の規定の適用については、同項中「調整額」と
あるのは、「調整額に技能職員等との権衡を考慮して規則で定める額を加えた額」
とする。

4 平成22年4月1日から施行日までの間において公益的法人等へのさいたま市職
員の派遣等に関する条例第3条第1号に規定する派遣職員のうち市長の定める者が
職務に復帰した場合における当該者に対する附則第2項の規定の適用については、
同項中「調整額」とあるのは、「調整額に市長の定める者との権衡を考慮して市長
の定める額を加えた額」とする。

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

5 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与条例附則第3
2項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後におけ
る最初の4月1日」とあるのは「さいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改
正する条例(平成22年さいたま市条例第 号)の施行の日」と、「55歳に達
した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(委任)

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項
は、市長が別に定める。

(さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

7 さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成13年さいたま市
条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～7 [略]</p> <p><u>（さいたま市職員の給与に関する条例附則第32項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え）</u></p> <p>8 <u>さいたま市職員の給与に関する条例附則第32項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第16条第3項の規定の適用については、同項中「第23条」とあるのは、「附則第34項」とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～7 [略]</p>

（さいたま市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 8 さいたま市職員の育児休業等に関する条例（平成13年さいたま市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p><u>（給与条例附則第32項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え等）</u></p> <p>5 <u>育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第32項第1号、第3号及び第4号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額にさいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第2項の</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 [略]</p>

規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第3号及び第4号中「給料月額」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。

6 前項の規定は、育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員について準用する。

7 給与条例附則第32項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第20条の規定の適用については、同条中「第23条」とあるのは、「附則第34項」とする。